



2017年1月2日 種の保存法の

国際希少野生動植物種が 変更されました!

違法な譲渡し等には厳しい罰則が科されます。

❗ これらの種の譲渡し等[※]は原則禁止されています。

❗ 譲渡し等を行うためには、**あらかじめ登録**が必要です。

※譲渡し等(あげる・もらう、売る・買う、貸す・借りるなど)や譲渡しを目的とした広告・陳列

2017年1月2日に変更された種(1属全種&22種)

※対象種は学名で定められています。和名・通称は参考です。

種の保存法ではワシントン条約付属書IIに掲載された種を国際希少野生動植物種として指定しています。第17回ワシントン条約締約国会議で付属書I掲載種が変更されたことを受け、国際希少野生動植物種を変更しました。

〈追加された種〉

動物					
哺乳類	<i>Manis crassicaudata</i>	インドセンザンコウ	爬虫類	<i>Abronia anzueto</i>	アンズエトキノボリアリゲータートカゲ
	<i>Manis culionensis</i>	マニス・クリオネンシス		<i>Abronia campbelli</i>	キャンベルキノボリアリゲータートカゲ
	<i>Manis gigantea</i>	オオセンザンコウ		<i>Abronia fimbriata</i>	フサキノボリアリゲータートカゲ
	<i>Manis javanica</i>	マライセンザンコウ		<i>Abronia frosti</i>	フロストキノボリアリゲータートカゲ
	<i>Manis pentadactyla</i>	コミミセンザンコウ		<i>Abronia meledona</i>	メレドナキノボリアリゲータートカゲ
	<i>Manis temminckii</i>	サバンナセンザンコウ		<i>Cnemaspis psychedelica</i>	ゲンカクマルメスベユビヤモリ
	<i>Manis tetradactyla</i>	オナガセンザンコウ		<i>Lygodactylus williamsi</i>	アオマルメヤモリ
	<i>Manis tricuspis</i>	キノボリセンザンコウ		<i>Shinisaurus crocodilurus</i>	ワニトカゲ
	<i>Macaca sylvanus</i>	バーバリーマカク	植物		
			植物(サボテン3種)	<i>Sclerocactus blainei</i>	スクレロカクトゥス・ブライネイ
鳥類	<i>Psittacus erithacus</i>	ヨウム		<i>Sclerocactus cloverae</i>	スクレロカクトゥス・クロヴェラエ
両生類	<i>Telmatobius culeus</i>	チチカカミズガエル		<i>Sclerocactus sileri</i>	スクレロカクトゥス・スイレリ
腹足類(かたつむり1属)	<i>Polymita</i> 属全種	ポリュミタ属全種			

〈削除された種〉

哺乳類	<i>Puma concolor coryi</i>	フロリダピューマ	哺乳類	<i>Equus zebra zebra</i>	ケープヤマシマウマ
	<i>Puma concolor cougar</i>	ベンシルバニアピューマ	両生類	<i>Dyscophus antongilii</i>	アントンギルガエル

○国際希少野生動植物種の一覧(環境省HP) : <http://www.env.go.jp/nature/kisho/global/list.html>

問い合わせ先

環境省自然環境局野生生物課
住所: 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話: 03-3581-3351

H P : <http://www.env.go.jp/nature/kisho>

種の保存法での譲渡し等の規制

希少野生動植物種に指定された動植物の譲渡し等は原則禁止です。ただし、国際希少野生動植物種は、登録を受けることにより、譲渡し等が可能になります。

譲渡し等の禁止(法第12条)



販売目的の陳列、広告禁止(法第17条)



生体、はく製だけでなく、種によって羽、牙等の器官、毛皮やバッグ等の加工品も含まれます。



登録の手続き

登録要件を満たすことを確認した上で、登録機関に連絡しましょう。

登録できるのは

- 登録された個体同士で繁殖させた個体等
- 規制適用日前に合法的に国内で取得した個体等
- 関税法の許可を受けて輸入された個体等

登録申請の方法は

以下の書類等が必要です。

- 登録申請書
- 登録を受ける個体等の写真
- 入手経緯を証明する書類など

まずは
お電話ください



【登録機関】一般財団法人 自然環境研究センター
電話番号:03-6659-6018((月~金):10時~17時)
URL:<http://www.jwrc.or.jp/cites/index.htm>

登録を受けたら

譲渡し等には登録票が必要です。
登録票の管理も必要です。
譲渡し等・陳列・広告を行う際のルールもあります。

登録票の管理等

譲渡し等について

- 個体等の譲渡し等は登録票と共にする。
- 譲受けをしたら、30日以内に届出をする。
- 登録個体等を占有しなくなったら、30日以内に登録票を返納する。

陳列について

- 販売又は頒布目的の陳列には、登録票を備え付ける。

広告について

- 販売又は頒布目的の広告には、登録を受けていることと登録記号番号を表示する。



罰則について

登録がされていない個体等の譲渡し等には、厳しい罰則があります。

違法な譲渡し等

(個人) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれの併科
(法人) 1億円以下の罰金

違法な陳列又は広告

(個人) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(法人) 2,000万円以下の罰金